

第3回 中野市空家等対策協議会 概略（質問・意見等）

3. 会議事項

(1) 中野市空家等対策計画（素案）について

(※) 中野市空家等対策計画（素案）の修正を要する意見等無し

(2) 市内の空家等について

4. その他

○委員からの質問、意見及びそれに対する回答

Q1. 空家等の所有者等に対し、通知を行う時は、空家等の問題解決について、市も協力しますといったことを発信していくべき。

A1. 空家等の所有者等に対し、通知を行う際は、本意見を参考にすることとしたい。

Q2. (特定空家等の所有者等に対し、法に基づく) 指導書を発送する前の段階において、何らかの通知は送るのか。

A2. 空家等対策計画の8ページに、⑥所有者等に対する啓発の通知及び今後の意向調査ということで、判明した所有者等に対し、空家等の現状、利活用を含めた適正管理に関する通知、今後の意向調査、以上3つの通知を送付することを記載している。

Q3. (不慮の事情で行われる解体等については、費用負担における問題が発生しやすいため) 「所有者等」に該当する範囲が、所有者から見て、何等親までなのかを明確にしたほうがよいと思われる。

A3. 所有者等に該当する方は、土地や建物の登記名義人になる。亡くなっている方が登記名義人となっている場合は法定相続人の第一位、第二位、第三位を順に追うこととなる。そういった所有者等の要件を、別途、わかりやすく示していくことも検討したい。

Q4. 12月5日の新聞で国交省が空家取引を市町村が仲介するという新制度を新聞発表したが、今回の空家等対策はこのような絡みも踏まえてということなのか。

A4. 計画（素案）のP20にその事についても触れているが、仲介といったものがどのような制度になるのか不明であるため、市でも注目をしている。空家等対策については、国で、コンパクトシティ政策と絡んだ補助事業や、空家等を高齢者等向け住宅として提供する事業など、様々な制度を打ち出しているため、市としても、このような空家等化を防ぐような施策を行っていきたいと考えている。

○委員からの要望

中野市として、田舎暮らしや空家等の有効利用や、周りの農地も含めた空家等の取得などといった、空家等の利活用に積極的であることを広報していただければと思う。

中野市空家等対策計画（案）に関するパブリックコメントの結果について

・中野市空家等対策計画（案）について公募による意見募集を実施。

・意見募集期間 12月27日（水）～1月26日（金）

・意見等の提出 無し